

令和5年11月28日招集

第5回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

令和5年第5回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第14号	専決処分事項の報告について	令和5年 11月28日		
報告第15号	専決処分事項の報告について	"		
議第101号	専決処分事項の承認について（令和5年度天草市一般会計補正予算第9号）	"		
議第102号	天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第103号	天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第104号	天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第105号	天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	"		
議第106号	天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第107号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第108号	天草市老人憩の家条例を廃止する条例の制定について	"		
議第109号	天草市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第110号	天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第111号	天草市倉岳農産物集出荷施設条例を廃止する条例の制定について	"		
議第112号	天草市中の浦地区高齢者活動促進施設条例を廃止する条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第113号	天草市漁業集落住民共同利用施設条例の一部を改正する条例の制定について	令和5年 11月28日		
議第114号	天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第115号	天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第116号	工事請負契約の変更について	〃		
議第117号	工事請負契約の変更について	〃		
議第118号	権利の放棄について	〃		
議第119号	権利の放棄について	〃		
議第120号	権利の放棄について	〃		
議第121号	指定管理者の指定について（わくわく本渡児童館）	〃		
議第122号	指定管理者の指定について（河浦中央児童館）	〃		
議第123号	指定管理者の指定について（本渡老人福祉センター）	〃		
議第124号	指定管理者の指定について（牛深老人福祉センター）	〃		
議第125号	指定管理者の指定について（倉岳老人福祉センター）	〃		
議第126号	指定管理者の指定について（在宅介護支援サテライト施設うしぶか）	〃		
議第127号	指定管理者の指定について（天草市営天草本渡斎場）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第128号	指定管理者の指定について（天草市牛深温泉センター）	令和5年 11月28日		
議第129号	指定管理者の指定について（うしぶか海彩館）	〃		
議第130号	指定管理者の指定について（宿泊施設やすらぎ荘）	〃		
議第131号	指定管理者の指定について（リップルランド公園）	〃		
議第132号	指定管理者の指定について（御所浦物産館）	〃		
議第133号	指定管理者の指定について（天草市イルカセンター）	〃		
議第134号	指定管理者の指定について（天草市営住宅）	〃		
議第135号	市道路線の認定について	〃		
議第136号	上天草市道路線の認定及び廃止の承諾について	〃		
議第137号	苓北町道路線の認定及び廃止の承諾について	〃		
議第138号	令和5年度天草市一般会計補正予算（第10号）	〃		
議第139号	令和5年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第140号	令和5年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第141号	令和5年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第142号	令和5年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第143号	令和5年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)	令和5年 11月28日		
議第144号	令和5年度天草市斎場事業特別会計補正予算(第2号)	〃		
議第145号	令和5年度天草市病院事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第146号	令和5年度天草市水道事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第147号	令和5年度天草市下水道事業会計補正予算(第2号)	〃		

報告第 14 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 5 年 7 月 25 日（火曜日）
午前 11 時 40 分頃
- 2 事故発生場所 天草市河浦町宮野河内 337 番地 6（宮野河内出張所駐車場内）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が後退したところ
駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両に損害を発生させた。
- 5 損害賠償の額 239,690 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議
及び請求の申立てをしないこと。

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和5年8月16日（水曜日）
午後0時30分頃
- 2 事故発生場所 天草市栖本町馬場2567番地9付近（市道白洲二号線）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車と相手方車両が接触し、双方車両に損害が発生した。
- 5 損害賠償の額 10,600円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 101 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度天草市一般会計補正予算（第 9 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第13号

専決処分書

令和5年度天草市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年10月30日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

令和5年6月28日からの梅雨前線豪雨及び8月に発生した台風6号に伴う災害復旧費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年度天草市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度天草市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48,308 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,579,164 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		256,541	643	257,184
	1 分担金	45,191	643	45,834
15 国庫支出金		7,764,259	23,663	7,787,922
	1 国庫負担金	5,679,255	23,663	5,702,918
16 県支出金		4,288,552	7,696	4,296,248
	2 県補助金	1,590,308	7,696	1,598,004
19 繰入金		3,034,388	506	3,034,894
	2 基金繰入金	3,034,388	506	3,034,894
22 市債		5,362,700	15,800	5,378,500
	1 市債	5,362,700	15,800	5,378,500
補正されなかった款項に係る額		35,824,416		35,824,416
歳入合計		56,530,856	48,308	56,579,164

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		77,077	48,308	125,385
	1 農林水産施設災害復旧費	12,500	12,830	25,330
	2 公共土木施設災害復旧費	64,577	35,478	100,055
補正されなかった款項に係る額		56,453,779		56,453,779
歳出合計		56,530,856	48,308	56,579,164

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	28,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができ る。	44,200	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第 102 号

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

令和 5 年 1 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 18 年天草市条
例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100
分の 165」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 175」を加える。

第 2 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 165、12 月に支給する場合に
は 100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 18 年天草市条例第 43 号)の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100
分の 165」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 175」を加える。

第 4 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 165、12 月に支給する場合に
は 100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年天草市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第6条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (2) 第3条の規定による改正前の天草市長等の給与及び旅費に関する条例 第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例
- (3) 第5条の規定による改正前の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

(提案理由)

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第204条第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 103 号

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第 3 項中「給料」を「給与」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「4 1 万 4, 8 0 0 円」を「4 1 万 5, 6 0 0 円」に改める。

第 1 5 条第 2 項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「規則で定める職員」の次に、「に限る。）」を加える。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 1 6 条の 2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 1 0 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3, 0 0 0 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 2 4 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を加え、「第 2 7 条」を「以下この項及び第 2 7 条第 2 項」に改め、「1 0 0 分の 1 0 0）」の次に

「、12月に支給する場合には100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を加え、同条第3項中「100分の57.5」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」」を加える。

第27条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を加える。

第27条の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附則第10項中、「達した日以後」を「達した日後」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
任用	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
短時	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
間勤	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
務職	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
員以	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
外の	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
職員	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100

11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200

40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	

69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			

98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

前再 任用 短時 間勤 務職 員	月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を次のように改める。

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400	

17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100

46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	

75			476,500	530,700	
76			477,200	531,400	
77			477,600	532,200	
78			478,200	533,100	
79			478,800	534,000	
80			479,300	534,900	
81			479,900	535,700	
82			480,400	536,600	
83			480,900	537,500	
84			481,400	538,400	
85			481,800	539,200	
86			482,400	540,100	
87			482,800	541,000	
88			483,300	541,900	
89			483,800	542,700	
90			484,400		
91			485,000		
92			485,400		
93			485,900		
94			486,500		
95			487,100		
96			487,600		
97			488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

(備考) この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
短時間	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
勤務職	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
員以外	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
の職員	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100

25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100

54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	

83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400		
107			332,800		
108			333,000		
109			333,200		
110			333,600		
111			334,000		

	112			334,400				
	113			334,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

(備考) この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表(三)

職員の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700

18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100

47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200

76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	

105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000
114	295, 000	325, 900	358, 700	
115	295, 300	326, 300	359, 200	
116	295, 500	326, 600	359, 600	
117	295, 800	326, 800	360, 000	
118	296, 100	327, 100	360, 400	
119	296, 400	327, 500	360, 900	
120	296, 700	327, 700	361, 400	
121	297, 000	327, 900	361, 800	
122	297, 400	328, 200	362, 300	
123	297, 700	328, 500	362, 800	
124	298, 100	328, 800	363, 300	
125	298, 300	329, 000	363, 600	
126	298, 500	329, 300		
127	298, 800	329, 700		
128	299, 200	329, 900		
129	299, 400	330, 100		
130	299, 700	330, 300		
131	300, 100	330, 700		
132	300, 500	330, 900		
133	300, 700	331, 200		

134	301,000	331,600
135	301,400	332,000
136	301,700	332,400
137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	

	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

(備考) この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

第2条 天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の105）」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年天草市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第5条の2 住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

(天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年天草市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の2 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第2条第1項の改正規定（「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える部分に限る。）、第15条第2項第2号の改正規定及び第16条の次に1条を加える改正規定並びに第2条、第3条並びに第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）第10条第1項、第24条第2項及び第3項、第27条第2項第1号及び第2号並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天草市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

国の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与改定等を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 104 号

天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年天草市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 3 条第 3 項中「。第 6 条第 2 項において「報酬等条例」という。」を削る。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 給与条例第 2 条第 3 項及び第 3 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

第 6 条第 2 項中「報酬等条例第 5 条」を「天草市職員等の旅費に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 1 号。次条において「旅費条例」という。）別表第 1 一般職の職員の項」に改める。

第 7 条第 2 項中「天草市職員等の旅費に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 1 号）」を「旅費条例」に改め、「一般職の職員の項」の次に「の規定」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の改正規定、第 5 条に 1 項を加える改正規定、第 6 条第 2 項の改正規定及び第 7 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（天草市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等を踏まえ、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 105 号

天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年天草市条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により前2条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、これらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては採用した日から5年、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条の規定による場合にあつては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（給与の特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）に適用する給料表は、別表第1のとおりとする。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、別表第2の等級別基準職務表に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(天草市職員の給与に関する条例の適用除外等)

第9条 天草市職員の給与に関する条例（平成18年天草市条例第46号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第8条から第12条まで、第14条、第18条から第20条まで及び第27条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第24条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「、災害派遣手当」とあるのは「、天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 年天草市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当、災害派遣手当」と、給与条例第23条第1項及び第2項中「第9条第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「同表以外の各給料表」とあるのは「同表以外の各給料表又は任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表」とする。

第10条 給与条例第10条から第12条まで及び第14条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第4条第5項、第15条第2項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第5項中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 年天草市条例第 号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、「給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額」とあるのは「給料表に掲げる給料月額」と、「勤務時間条例第2条第3項」とあるのは「勤務時間条例第2条第4項」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員」と、給与条例第15条第2項及び第18条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外)

第11条 天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年天草市条例第47号）第2条第1項（扶養手当、住居手当及び退職手当に関する部分に限る。）は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

別表第2（第7条関係）

等級別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務

7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等 を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務
---	---

(提案理由)

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づく任期を定めた職員の採用及び給与の特例について必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 106 号

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第 4 条第 2 項中「、定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「及び定年前再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「及び定年前再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(天草市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 年条例第 号。第15条の2において「任期付職員条例」という。）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第15条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務をしている職員についての任期付職員条例の特例）

第15条の2 育児短時間勤務をしている職員についての任期付職員条例の規定の適用については、任期付職員条例第7条第2項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 天草市職員の退職手当に関する条例（平成18年天草市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第6条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

附則第14項中「特定日（60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日をいう。次項において同じ。）」を「60歳に達した日の属する年度の3月31日」に改める。

附則第15項中「特定日」を「60歳に達した日の属する年度の3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条中附則第14項及び附則第15項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定等に伴い、条例を改正する必要がある

る。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 107 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年
天草市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条第 3 項中「同条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「、「同号
に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 2 号に掲げる
小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こど
も園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育
を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「第 2 号に掲げる小学
校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」の次に「、「同号に掲げる
小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就
学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に

関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 108 号

天草市老人憩の家条例を廃止する条例の制定について

天草市老人憩の家条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市老人憩の家条例を廃止する条例

天草市老人憩の家条例（平成 18 年天草市条例第 139 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市御所浦老人憩の家及び天草市嵐口老人憩の家の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 109 号

天草市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表有明老人福祉センターの項及び河浦老人福祉センターの項を削る。

「牛深老

別表第 1 牛深老人福祉センター有明老人福祉センター河浦老人福祉センターの項中 有明老
河浦老

人福祉センター

人福祉センター を「牛深老人福祉センター」に改める。

人福祉センター」

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

老人福祉センターの見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 110 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 18 年天草市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子の身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第

1 項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 1 号

天草市倉岳農産物集出荷施設条例を廃止する条例の制定について

天草市倉岳農産物集出荷施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市倉岳農産物集出荷施設条例を廃止する条例

天草市倉岳農産物集出荷施設条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 7 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

倉岳農産物集出荷施設の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 2 号

天草市中の浦地区高齢者活動促進施設条例を廃止する条例の制定について

天草市中の浦地区高齢者活動促進施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市中の浦地区高齢者活動促進施設条例を廃止する条例

天草市中の浦地区高齢者活動促進施設条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 8 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

中の浦地区高齢者活動促進施設の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 113 号

天草市漁業集落住民共同利用施設条例の一部を改正する条例の制定について

天草市漁業集落住民共同利用施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市漁業集落住民共同利用施設条例の一部を改正する条例

天草市漁業集落住民共同利用施設条例（平成 18 年天草市条例第 198 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表五和漁村広場の項を削る。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 5 条第 1 項ただし書中「及び天草市五和漁村広場」を削る。

別表五和漁村広場照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

漁業集落住民共同利用施設の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 4 号

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例

天草市一般住宅条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 元下須一般住宅 2 号棟の項及び中村一般住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般住宅の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 5 号

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

天草市道路占用料徴収条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に 掲げる工作物	第一種電柱	1 本につき 1 年	6 3 0 円
	第二種電柱		9 7 0 円
	第三種電柱		1, 3 1 0 円
	第一種電話柱		5 7 0 円
	第二種電話柱		9 0 0 円
	第三種電話柱		1, 2 4 0 円
	その他の柱類		5 7 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルに つき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	3 円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 5 0 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	3 4 0 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公	1 個につき 1 年	1, 1 3 0 円

	衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,020円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,130円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		68円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円
	外径が1メートル以上のもの		680円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,130円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額

	上空に設ける通路			510円
	地下に設ける通路			310円
	その他のもの			1,130円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	100円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア） 一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	100円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,020円
	標識		1本につき1年	900円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	100円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	100円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,020円
		その他のもの		510円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	100円

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額

(備考)

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるものについて近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の固定資産税評価額を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間に1月未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路占用料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 116 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年 6 月 30 日議決された議第 53 号「工事請負契約の変更について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 281,517,070 円」を「契約の金額 298,228,745 円」とする。

(提案理由)

林道本渡大江線地すべり災害復旧（法面その 1）工事において、資材価格等の著しい変動及び工事内容の変更に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議第 117 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年 6 月 30 日議決された議第 54 号「工事請負契約の変更について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 201,821,852 円」を「契約の金額 217,655,017 円」とする。

(提案理由)

林道本渡大江線地すべり災害復旧（法面その 2）工事において、資材価格等の著しい変動及び工事内容の変更に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議第 118 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 権利の内容

市営住宅使用料に係る債権

2 放棄する債権の件数及び金額

(1) 件数 16 件

(2) 金額 5,413,965 円

3 放棄する理由

消滅時効の期間を経過した債権であり、かつ、債務者の死亡、居所不明又は破産手続による免責により著しく徴収が困難な債権であるため。

(提案理由)

市が有する権利を放棄するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 119 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 権利の内容

奨学金返還金に係る債権

2 放棄する債権の件数及び金額

(1) 件数 5 件

(2) 金額 1,053,000 円

3 放棄する理由

消滅時効の期間を経過した債権であり、かつ、債務者の死亡、居所不明又は破産手続による免責により著しく徴収が困難な債権であるため。

(提案理由)

市が有する権利を放棄するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 120 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 権利の内容

天草市立病院の診療費等債権

2 放棄する債権の件数及び金額

(1) 件数 42 件

(2) 金額 6,032,888 円

3 放棄する理由

消滅時効の期間を経過した債権であり、かつ、債務者の死亡、居所不明又は破産手続による免責により著しく徴収が困難な債権であるため

(提案理由)

市が有する権利を放棄するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 1 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 2 9 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
わくわく本渡児童館
- 2 指定管理者となる団体
天草市佐伊津町 5 1 6 番地
合同会社天草サポートステーション
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 2 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 2 9 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
河浦中央児童館
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町河浦 4 8 5 0 番地
社会福祉法人元気会
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 3 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 2 2 年天草市条例第 4 0 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
本渡老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市亀場町亀川 1 8 8 6 番地 2
公益社団法人天草市シルバー人材センター
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 4 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 2 2 年天草市条例第 4 0 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
牛深老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2 9 4 3 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 5 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 2 2 年天草市条例第 4 0 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
倉岳老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2 9 4 3 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 6 号

指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 3 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

在宅介護支援サテライト施設うしぶか

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2 9 4 3 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 7 号

指定管理者の指定について

天草市営火葬場条例（平成 2 0 年天草市条例第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草市営天草本渡斎場
- 2 指定管理者となる団体
天草市新和町小宮地 6 5 8 7 番地
株式会社光正社
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 8 号

指定管理者の指定について

天草市牛深温泉センター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 2 1 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市牛深温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市牛深町 2 2 8 6 番地 1 1 6

株式会社うしぶか

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 129 号

指定管理者の指定について

天草市うしぶか海彩館条例（平成 18 年天草市条例第 222 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
うしぶか海彩館
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 2286 番地 116
株式会社うしぶか
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 130 号

指定管理者の指定について

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例（平成 18 年天草市条例第 223 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
宿泊施設やすらぎ荘
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 2286 番地 116
株式会社うしぶか
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 131 号

指定管理者の指定について

天草市リップランド公園条例（平成 18 年天草市条例第 224 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
リップランド公園
- 2 指定管理者となる団体
天草市有明町上津浦 1955 番地
天草ありあけ株式会社
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 132 号

指定管理者の指定について

天草市御所浦物産館条例（平成 18 年天草市条例第 210 号）第 16 条第 1 項の規定に基づ
く指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
御所浦物産館
- 2 指定管理者となる団体
天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 8
御所浦未来島株式会社
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 133 号

指定管理者の指定について

天草市イルカセンター条例（平成30年天草市条例第38号）第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市イルカセンター

2 指定管理者となる団体

天草市港町10番19号

天草漁業協同組合

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 134 号

指定管理者の指定について

天草市営住宅条例（平成 18 年天草市条例第 235 号）第 62 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市営住宅

2 指定管理者となる団体

天草市東浜町 12 番 7 号

L. S. C. グループ

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 135 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定するものとする。

令和5年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
3351	今釜9号線	今釜町3324番1 地先	今釜町3346番8 地先	93.4	4.0~ 10.5
3352	西上木原線	天草町大江字西14 89番1地先	天草町大江字上木原 2059番2地先	669.0	4.0~ 5.8

(提案理由)

市道の路線を認定するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 136 号

上天草市道路線の認定及び廃止の承諾について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 3 項（第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、上天草市が本市の区域内において次の上天草市道の路線を認定及び廃止をすることについて承諾するため、議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 認定することを承諾する路線

路線名	起 点	終 点	総延長m	市域延長 m
上天草市道 下老岳 2 号線	有明町大浦字墓ノ平 2 785 番 1 地先	有明町大浦字墓ノ平 2 785 番 7 地先	5,041.8	24.0
上天草市道 大谷線	倉岳町浦字投石 404 7 番地先	倉岳町浦字投石 404 9 番 3 地先	4,547.2	4.0
上天草市道 鳴川西川内線	倉岳町棚底字岩見川 3 847 番 1 地先	倉岳町棚底字境山 37 91 番地先	5,102.0	1598.0

2 廃止することを承諾する路線

路線名	起 点	終 点	総延長m	市域延長 m
上天草市道 下老岳 2 号線	有明町大浦字墓ノ平 2 785 番 1 地先	有明町大浦字墓ノ平 2 785 番 7 地先	5,041.8	24.0
上天草市道 大谷線	倉岳町浦字投石 404 7 番地先	倉岳町浦字投石 404 9 番 3 地先	4,547.2	4.0
上天草市道 鳴川大作山線	倉岳町棚底字岩見川 3 847 番 1 地先	倉岳町棚底字境山 37 91 番地先	5,102.0	1598.0

（提案理由）

市町村の区域を越えて市町村道の路線を認定すること及び市町村の区域を越えた市町村道の路線を廃止することについて承諾するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第4項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 137号

苓北町道路線の認定及び廃止の承諾について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、苓北町が本市の区域内において次の苓北町道の路線を認定及び廃止をすることについて承諾するため、議決を求める。

令和5年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

1 認定を承諾する路線

路線名	起 点	終 点	総延長m	市域延長 m
苓北町道佛木坂線	五和町城河原二丁目字 上宇治2015番3地 先	五和町城河原二丁目字 上宇治2015番13 地先	6,645.1	226.0

2 廃止を承諾する路線

路線名	起 点	終 点	総延長m	市域延長 m
苓北町道佛木坂線	五和町城河原二丁目字 上宇治2015番3地 先	五和町城河原二丁目字 上宇治2015番13 地先	6,645.1	226.0

（提案理由）

市町村の区域を越えて市町村道の路線を認定すること及び市町村の区域を越えた市町村道の路線を廃止することについて承諾するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第4項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和5年度天草市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度天草市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,308,484 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59,887,648 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		21,675,000	352,361	22,027,361
	1 地方交付税	21,675,000	352,361	22,027,361
15 国庫支出金		7,787,922	109,483	7,897,405
	1 国庫負担金	5,702,918	29,510	5,732,428
	2 国庫補助金	2,067,796	79,973	2,147,769
16 県支出金		4,296,248	△ 11,701	4,284,547
	1 県負担金	2,459,268	△ 17,041	2,442,227
	2 県補助金	1,598,004	5,340	1,603,344
18 寄附金		2,510,000	2,000	2,512,000
	1 寄附金	2,510,000	2,000	2,512,000
19 繰入金		3,034,894	△ 1,241,354	1,793,540
	2 基金繰入金	3,034,894	△ 1,241,354	1,793,540
20 繰越金		1	3,787,126	3,787,127
	1 繰越金	1	3,787,126	3,787,127
21 諸収入		637,264	94,569	731,833
	5 雑入	560,235	94,569	654,804
22 市債		5,378,500	216,000	5,594,500
	1 市債	5,378,500	216,000	5,594,500
補正されなかった款項に係る額		11,259,335		11,259,335
歳入合計		56,579,164	3,308,484	59,887,648

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		270,020	1,100	271,120
	1 議会費	270,020	1,100	271,120
2 総務費		11,180,681	2,968,446	14,149,127
	1 総務管理費	10,505,443	2,959,613	13,465,056
	2 徴税費	306,475	△ 12,503	293,972
	3 地籍調査費	48,633	642	49,275
	4 戸籍住民基本台帳費	141,999	19,500	161,499
	5 選挙費	115,866	725	116,591
	6 統計調査費	29,355	△ 152	29,203
	7 監査委員費	32,910	621	33,531
3 民生費		17,717,482	23,469	17,740,951
	1 社会福祉費	5,577,563	53,496	5,631,059
	2 高齢者福祉費	4,569,909	△ 118,493	4,451,416
	3 児童福祉費	6,105,189	90,625	6,195,814
	4 生活保護費	1,464,021	△ 2,159	1,461,862

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		6,606,048	△ 10,626	6,595,422
	1 保健衛生費	1,399,271	△ 12,888	1,386,383
	2 環境費	3,384,446	14,956	3,399,402
	3 斎場費	122,226	△ 4,554	117,672
	4 水道費	505,941	△ 2,155	503,786
	5 病院費	1,074,255	△ 11,997	1,062,258
	6 看護専門学校費	119,909	6,012	125,921
5 農林水産業費		2,817,784	16,221	2,834,005
	1 農業費	1,670,567	13,885	1,684,452
	2 林業費	250,677	8,310	258,987
	3 水産業費	896,540	△ 5,974	890,566
6 商工費		2,543,300	8,859	2,552,159
	1 商工費	2,543,300	8,859	2,552,159
7 土木費		2,779,800	103,868	2,883,668
	1 土木管理費	368,379	6,388	374,767
	2 道路橋梁費	1,185,737	△ 1,539	1,184,198
	3 河川費	261,332	1,126	262,458
	4 港湾費	151,868	△ 2,899	148,969
	5 都市計画費	505,647	100,200	605,847
	7 住宅費	306,837	592	307,429
8 消防費		1,967,128	871	1,967,999
	1 消防費	1,967,128	871	1,967,999

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		3,686,354	196,276	3,882,630
	1 教育総務費	1,155,757	10,933	1,166,690
	2 小学校費	357,992	4,551	362,543
	3 中学校費	342,531	△ 5,725	336,806
	4 幼稚園費	107,214	△ 2,267	104,947
	6 学校給食費	961,857	△ 16,477	945,380
	7 社会教育費	761,003	205,261	966,264
補正されなかった款項に係る額		7,010,567		7,010,567
歳出合計		56,579,164	3,308,484	59,887,648

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	スポーツ拠点施設整備事業	247,122
7 土木費	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	24,500
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	198,249
		公園施設長寿命化対策支援事業	37,000
9 教育費	6 学校給食費	本渡学校給食センター建設事業	47,733
	7 社会教育費	社会教育施設整備事業	29,235
		棚底城跡ガイダンス施設・倉岳支所建設事業	156,929

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報紙印刷製本費	令和6年度	6,213
議会会議録作成業務委託料	令和6年度	6,708
本庁、支所及び病院事業部間文書配送業務委託料	令和6年度	3,658
広報紙印刷製本費	令和6年度	20,934
広報紙配送業務委託料	令和6年度	3,985
広報紙編集業務委託料	令和6年度	1,843
ラジオ市政情報等番組制作放送業務委託料	令和6年度	13,642
島子地区コミュニティセンター指定管理料	令和6年度	4,963
御所浦地区コミュニティセンター指定管理料	令和6年度	4,073
緊急通報システム運用業務委託料	令和6年度～令和8年度	34,215
ごみ袋作製費	令和6年度	50,100
一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託料（本渡地区の不燃を除く）	令和6年度～令和7年度	951,000
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	令和6年度	25,220
一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）運搬業務委託料	令和6年度～令和7年度	200,000
下田温泉ふれあい館ぷらっと管理業務委託料	令和6年度	3,960
道路維持補修業務委託料	令和6年度	271,400
スクールボート運航管理業務委託料	令和6年度	24,410

第4表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	29,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路整備事業	139,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	168,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
公園整備事業	38,400	〃	〃	〃	56,900	〃	〃	〃
資料館整備事業	10,500	〃	〃	〃	177,700	〃	〃	〃
臨時財政対策債	167,000	〃	〃	〃	138,700	〃	〃	〃

議第 1 3 9 号

令和 5 年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,142 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,093,572 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,540,842	△ 424	1,540,418
	1 国民健康保険税	1,540,842	△ 424	1,540,418
5 県支出金		9,413,695	△ 143,035	9,270,660
	1 県負担金・補助金	9,413,695	△ 143,035	9,270,660
7 繰入金		1,124,141	△ 19,467	1,104,674
	1 一般会計繰入金	1,028,925	△ 19,467	1,009,458
8 繰越金		1	128,120	128,121
	1 繰越金	1	128,120	128,121
9 諸収入		7,353	38,948	46,301
	3 雑入	3,248	38,948	42,196
補正されなかった款項に係る額		3,398		3,398
歳入合計		12,089,430	4,142	12,093,572

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		179,066	642	179,708
	1 総務管理費	160,320	642	160,962
6 保健事業費		149,599	350	149,949
	2 特定健康診査等事業費	114,920	25	114,945
	3 総合保健施設事業費	24,054	325	24,379
9 諸支出金		17,151	3,150	20,301
	1 償還金及び還付加算金	10,001	3,150	13,151
補正されなかった款項に係る額		11,743,614		11,743,614
歳出合計		12,089,430	4,142	12,093,572

議第 1 4 0 号

令和 5 年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 421, 440 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12, 231, 839 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,209,678	2,421	3,212,099
	2 国庫補助金	1,255,788	2,421	1,258,209
4 支払基金交付金		3,028,077	△ 29,054	2,999,023
	1 支払基金交付金	3,028,077	△ 29,054	2,999,023
7 繰入金		2,091,301	△ 85,365	2,005,936
	1 一般会計繰入金	1,881,301	△ 85,365	1,795,936
8 繰越金		1	533,438	533,439
	1 繰越金	1	533,438	533,439
補正されなかった款項に係る額		3,481,342		3,481,342
歳入合計		11,810,399	421,440	12,231,839

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		245,726	6,966	252,692
	1 総務管理費	137,660	6,966	144,626
6 基金積立金		514	257,228	257,742
	1 基金積立金	514	257,228	257,742
8 諸支出金		3,001	157,246	160,247
	1 償還金及び還付加算金	3,001	157,246	160,247
補正されなかった款項に係る額		11,561,158		11,561,158
歳出合計		11,810,399	421,440	12,231,839

議第 1 4 1 号

令和 5 年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 22,404 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,450,680 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		517,190	△ 31,476	485,714
	1 一般会計繰入金	517,190	△ 31,476	485,714
5 繰越金		1	6,897	6,898
	1 繰越金	1	6,897	6,898
6 諸収入		55,167	2,175	57,342
	4 雑入	54,121	2,175	56,296
補正されなかった款項に係る額		900,726		900,726
歳入合計		1,473,084	△ 22,404	1,450,680

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		37,110	247	37,357
	1 総務管理費	35,084	247	35,331
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,388,192	△ 25,392	1,362,800
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,388,192	△ 25,392	1,362,800
3 保健事業費		46,282	2,741	49,023
	1 保健事業費	46,282	2,741	49,023
補正されなかった款項に係る額		1,500		1,500
歳出合計		1,473,084	△ 22,404	1,450,680

議第 1 4 2 号

令和 5 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 883 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 127,981 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		68,147	783	68,930
	1 一般会計繰入金	68,147	783	68,930
7 繰越金		1	100	101
	1 繰越金	1	100	101
補正されなかった款項に係る額		58,950		58,950
歳入合計		127,098	883	127,981

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		108,538	883	109,421
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	108,538	883	109,421
補正されなかった款項に係る額		18,560		18,560
歳出合計		127,098	883	127,981

議第 1 4 3 号

令和 5 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,163 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 335,391 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		169,946	△ 11,997	157,949
	1 一般会計繰入金	169,946	△ 11,997	157,949
7 繰越金		1	16,160	16,161
	1 繰越金	1	16,160	16,161
補正されなかった款項に係る額		161,281		161,281
歳入合計		331,228	4,163	335,391

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		235,669	4,163	239,832
	1 総務管理費	235,669	4,163	239,832
補正されなかった款項に係る額		95,559		95,559
歳出合計		331,228	4,163	335,391

議第 1 4 4 号

令和 5 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		122,226	△ 4,554	117,672
	1 繰入金	122,226	△ 4,554	117,672
4 繰越金		1	4,554	4,555
	1 繰越金	1	4,554	4,555
補正されなかった款項に係る額		24,544		24,544
歳入合計		146,771	0	146,771

議第 1 4 5 号

令和 5 年度天草市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度天草市の病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 病院事業費用	4, 222, 262 千円	84, 271 千円	4, 306, 533 千円
第 1 項 医業費用	4, 153, 960 千円	83, 939 千円	4, 237, 899 千円
第 2 項 医業外費用	57, 611 千円	332 千円	57, 943 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（ 1 ） 職員給与費	2, 772, 458 千円	41, 039 千円	2, 813, 497 千円

第4条 予算第11条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第12条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病院清掃業務委託料	令和6年度～令和8年度	63,879
浄化槽保守点検業務委託料	令和6年度～令和8年度	5,088
FCRシステム保守業務委託料	令和6年度～令和8年度	6,393
自動ドア保守管理業務委託料	令和6年度～令和8年度	1,659
X線撮影装置保守業務委託料	令和6年度～令和8年度	990
検査・健診システム保守業務委託料	令和6年度～令和8年度	1,467
空調設備保守点検業務委託料	令和6年度～令和8年度	3,690
浄化槽清掃等業務委託料	令和6年度～令和9年度	1,980
診療情報システム（電子カルテ等）保守管理業務委託料	令和6年度～令和12年度	164,507
感染性産業廃棄物処理業務委託料	令和6年度～令和8年度	契約に定める額
廃棄物収集運搬処理業務委託料	令和6年度～令和8年度	契約に定める額
患者衣・寝具等賃借料	令和6年度～令和8年度	契約に定める額
透視撮影装置保守業務委託料	令和6年度	3,939
自動分析装置保守業務委託料	令和6年度	1,645
電話設備保守管理業務委託料	令和6年度	661
オーダーリングシステム等保守管理委託料	令和6年度	3,492
医用画像システム保守点検業務委託料	令和6年度	8,018
病院管理等業務委託料	令和6年度	3,680
医療ガス設備保守点検業務委託料	令和6年度	3,425

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
エレベーター等保守管理業務委託料	令和6年度	3,602
CTスキャナ保守業務委託料	令和6年度	8,948
コンピューテッドラジオグラフィ保守業務委託料	令和6年度	1,999
内視鏡保守点検業務委託料	令和6年度	1,290
排水処理槽点検業務委託料	令和6年度	1,496
消防設備保守点検業務委託料	令和6年度	1,192
人工呼吸器等保守点検業務委託料	令和6年度	176
臨床検査業務委託料	令和6年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	令和6年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	令和6年度	契約に定める額

令和 5 年度天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度天草市の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第 1 款 事業収益	2,284,786 千円		△2,053 千円	2,282,733 千円
第 2 項 営業外収益	451,262 千円		△2,053 千円	449,209 千円
		支 出		
第 1 款 事業費	2,230,645 千円		8,278 千円	2,238,923 千円
第 1 項 営業費用	2,079,997 千円		8,278 千円	2,088,275 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,594,881 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,065 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,290,085 千円及び当年度分損益勘定留保資金 248,7

31千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,595,715千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,078千円、減債積立金71,000千円、過年度分損益勘定留保資金2,468,637千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入	
第1款 資本的収入	367,492千円	△102千円	367,390千円
第2項 出資金	213,492千円	△102千円	213,390千円
		支 出	
第1款 資本的支出	2,962,373千円	732千円	2,963,105千円
第1項 建設改良費	663,175千円	△1,209千円	661,966千円
第2項 企業債償還金	799,198千円	1,941千円	801,139千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	156,829千円	7,069千円	163,898千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条の表中に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額について、次のように改める。

(既決予定額)

252,449 千円

(補正予定額)

△2,053 千円

(計)

250,396 千円

(債務負担行為)

第6条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業水質検査業務委託	令和6年度	22,237 千円

令和5年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

議第147号

令和5年度天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度天草市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 事業費	1,834,287千円	△4,611千円	1,829,676千円
第1項 営業費用	1,760,729千円	△5,219千円	1,755,510千円
第2項 営業外費用	72,358千円	608千円	72,966千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額730,654千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,322千円、過年度分損益勘定留保資金390,770千円、当年度分損益勘定留保資金304,562千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額737,264千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,316千円、過年度分損益勘定留保資金392,732千円、当年度分損益勘定留保資金309,216千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 資本的支出	1,297,203千円	6,610千円	1,303,813千円

第1項 建設改良費

694,337千円

6,610千円

700,947千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	令和6年度	5,210千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	令和6年度	2,110千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	令和6年度	27,896千円
下田浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	10,965千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	16,930千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	15,101千円
汚泥脱水業務委託	令和6年度	9,762千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	12,231千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和6年度	2,100千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	令和6年度	13,198千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	13,881千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	令和6年度	9,763千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	10,493千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	11,189千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	12,408千円
新町浄化センター維持管理業務委託	令和6年度	3,493千円
水質・汚泥成分分析業務委託	令和6年度	12,368千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	90,525 千円	7,527 千円	98,052 千円

令和5年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治